

新たな事業展開をするための 即戦力人材を確保したい

福岡県プロフェッショナル人材戦略拠点事業

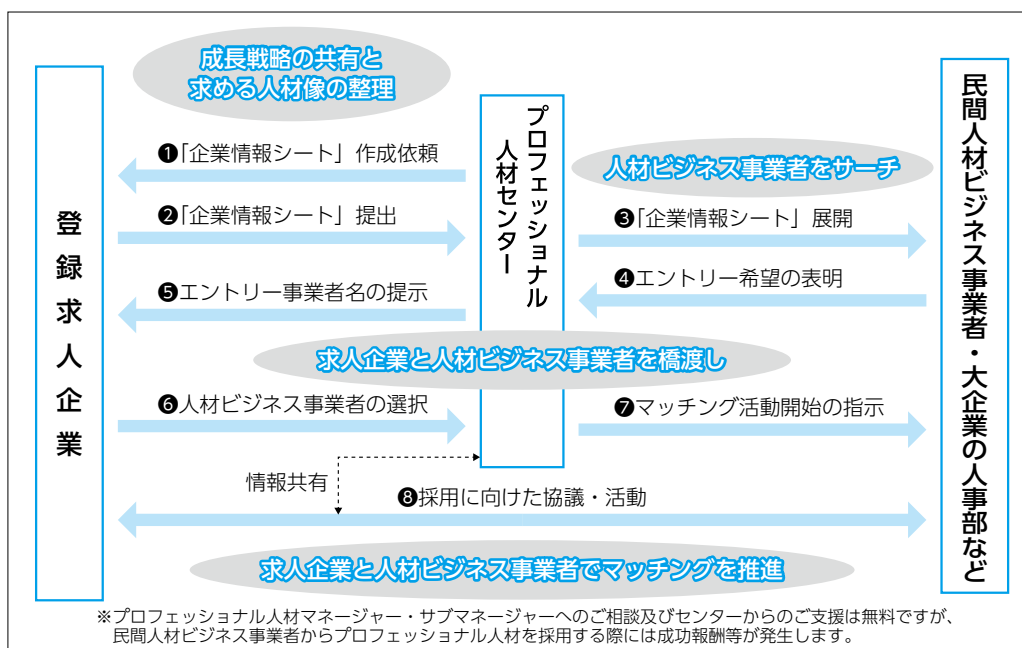
技術開発・販路開拓・海外展開など新たな事業展開を目指す企業に対し最適な人材探しをサポートします。

対象者

県内中堅・中小企業等

内 容

福岡県は、県内の中堅・中小企業が新たに事業を展開する際に必要となる、技術開発、販路開拓、海外展開などに精通したプロフェッショナル人材の確保を支援する拠点を設置し、運営しています。本拠点では、新たな事業展開に意欲のある企業の人材ニーズを具現化し、民間人材ビジネス事業者へつなぎます。



福岡県は県内中小企業における副業・兼業人材の活用を進めるため、トヨタ自動車九州株式会社及び、株式会社安川電機と「人材活用の推進に関する協定」を締結しました。この協定に基づき、同社の実務経験豊富な人材を県内中小企業に派遣することによって、県内中小企業の課題解決に向けた伴走型支援を行い、地域経済の活性化に取り組んでまいります。

活用方法

詳しくは下記の機関までご相談ください。

お問い合わせ先

・福岡県プロフェッショナル人材センター

〒812-0046 福岡市博多区吉塚本町9番15号 福岡県中小企業振興センター9階（福岡県中小企業団体中央会内）
TEL: 092-622-8822 FAX: 092-622-8188 <https://www.projinzai-fukuoka.jp/>

・福岡県商工部商工政策課技術人材育成室

TEL: 092-643-3415 FAX: 092-643-3417



雇用に関する助成金について知りたい

福岡労働局で取扱う各種助成金制度

雇用の安定、職場環境の改善、仕事と家庭の両立支援、従業員の能力向上、生産性向上に向けた取組などに助成金を活用できます。

内 容

1 従業員の雇用維持を図る場合の助成金		お問い合わせ先
休業、教育訓練や出向を通じて従業員の雇用を維持する	雇用調整助成金	福岡助成金センター 第二庁舎 092-402-0537
令和6年能登半島地震に伴う経済上の理由により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた場合に労働者の雇用を在籍型出向により維持する	産業雇用安定助成金 (災害特例人材確保支援コース)	
2 離職者の円滑な労働移動を図る場合の助成金		お問い合わせ先
離職を余儀なくされる労働者に対し再就職支援（民間職業紹介事業者への支援の委託、休暇付与、職業訓練）を行う	早期再就職支援等助成金 (再就職支援コース)	福岡労働局職業安定部職業対策課 福岡助成金センター 092-411-4701
離職を余儀なくされた労働者を早期に雇い入れ、当該労働者の賃金を上昇させる	早期再就職支援等助成金 (早期雇い入れ支援コース)	
3 従業員を新たに雇い入れる場合の助成金		お問い合わせ先
高年齢者・障害者・母子家庭の母などの就職困難者を雇い入れる	特定求職者雇用開発助成金 (特定就職困難者コース)	福岡労働局職業安定部職業対策課 福岡助成金センター 092-411-4701
ハローワークまたは自治体において、3ヶ月を超えて支援を受けている生活保護受給者等を雇い入れる	特定求職者雇用開発助成金 (生活保護受給者等雇用開発コース)	
正規雇用の機会を逃したことで等により十分なキャリア形成がなされず、正規雇用労働者としての就業が困難な方を正規雇用労働者として雇い入れる。	特定求職者雇用開発助成金 (中高年層安定雇用支援コース)	
障害者を試行的・段階的に雇い入れる	トライアル雇用助成金 (障害者トライアルコース) (障害者短時間トライアルコース)	
発達障害者や難治性疾患患者を雇い入れる	特定求職者雇用開発助成金 (発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース)	
雇用情勢が特に厳しい地域で、事業所を設置整備して従業員を雇い入れる	地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）	
職業経験・技能・知識の不足などにより安定した就職が困難な求職者を試行的に雇い入れる	トライアル雇用助成金 (一般トライアルコース)	
事業再構築補助金またはものづくり補助金の交付決定を受けた事業に対し、当該事業に必要なコア人材を雇い入れる。	産業雇用安定助成金 (産業連携人材確保等支援コース)	
4 従業員の処遇や職場環境の改善を図る場合の助成金		お問い合わせ先
雇用管理制度賃金規定制度（諸手当等制度、人事評価制度、職場活性化制度、健康づくり制度や業務負担軽減機器等（従業員の直接的な作業負担を軽減する機器・設備等））の新たな導入・実施を通じて、離職率の低下を図る ※令和7年4月1日から整備計画の受付再開	人材確保等支援助成金	福岡労働局職業安定部職業対策課 福岡助成金センター 092-411-4701 (テレワークコースは下記) 福岡労働局雇用環境・均等部企画課 092-411-4717

事業主団体等が中小企業の人材確保や労働者の職場定着を支援するための事業を実施する	人材確保等支援助成金	福岡労働局職業安定部職業対策課 福岡助成金センター 092-411-4701 (テレワークコースは下記) 福岡労働局雇用環境・均等部企画課 092-411-4717
外国人特有の事情に配慮した就労環境の整備を通じて、外国人労働者の職場定着を図る		
若年者及び女性労働者の入職や定着を図ることを目的とした事業を実施する		
良質なテレワークを制度として導入・実施することにより、労働者の人材確保や雇用管理改善を図る（テレワークコース）		
有期雇用労働者等の正社員・多様な正社員（勤務地限定・職務限定・短時間正社員）への転換、賃金テーブルの改善、新たに社会保険に適用させるとともに収入を増加させる取り組み（手当支給・賃上げ・労働時間延長）を行う	キャリアアップ助成金	
5 仕事と家庭の両立に取り組む場合の助成金		お問い合わせ先
男性従業員の育児休業取得を促進させる	両立支援等助成金 (出生時両立支援コース（子育てパパ支援助成金）)	福岡労働局雇用環境・均等部企画課 092-411-4717
介護支援プランに基づき円滑な介護休業の取得・復帰や介護のための柔軟な就労形態の制度利用を支援	両立支援等助成金 (介護離職防止支援コース) ・介護休業取得・復帰 ・介護両立支援制度 ・業務代替支援	
育児復帰支援プランに基づき、育児休業の円滑な取得・職場復帰を支援	両立支援等助成金 (育児休業等支援コース) ①育休取得時・職場復帰時	
事業所内保育施設の設置、運営を行う ＊平成27年度末までに計画認定を受けた事業主が対象	両立支援等助成金 (事業所内保育施設コース)	
不妊治療、月経、更年期の課題に対応する両立支援制度を利用させる	両立支援等助成金 (不妊治療及び女性の健康課題対応両立支援コース)	
育児休業・育児短時間勤務中の業務代替者の手当支給や新規雇用を実施する	両立支援等助成金 (育休中等業務代替支援コース)	
育児期の柔軟な働き方に関する制度を導入し、支援プランにより制度利用者を支援する	両立支援等助成金 (柔軟な働き方選択制度等支援コース)	
6 従業員等の職業能力の向上を図る場合の助成金		お問い合わせ先
従業員のスキルアップを在籍型出向で行い、出向復帰後6か月間の各月の賃金を出向前賃金と比較していずれも5％以上上昇させる（出向元事業主に対して助成）	産業雇用安定助成金 (スキルアップ支援コース)	福岡労働局職業安定部職業対策課 福岡助成金センター 第二庁舎 092-402-0537
従業員に対して職業訓練を行う、教育訓練を受けるための教育訓練休暇を与える、労働時間の短縮等を行う	人材開発支援助成金 ・人材育成支援コース ・教育訓練休暇等付与コース ・人への投資促進コース (長期教育訓練休暇等制度)	福岡労働局職業安定部職業対策課 福岡助成金センター 092-411-4701
従業員に対してデジタル人材・高度人材の育成、労働者の自発的な能力開発の促進、定額制の訓練を行う	人材開発支援助成金 ・人への投資促進コース	
新規事業の立ち上げなどの事業展開や企業内のDX化に伴い、従業員に対して職業訓練を行う	人材開発支援助成金 ・事業展開等リスクリング支援コース	

建設労働者の人材育成を行う	人材開発支援助成金 ・建設労働者認定訓練コース ・建設労働者技能実習コース	福岡労働局職業安定部職業対策課 福岡助成金センター 092-411-4701
7 労働時間・賃金・健康確保・勤労者福祉関係の助成金		お問い合わせ先
建設業、運送業及び病院等の業種で時間外労働の上限規制に円滑に対応するための環境整備に取り組む	働き方改革推進支援助成金 (業種別課題対応コース)	福岡労働局雇用環境・均等部企画課 092-411-4717
労働時間の縮減や年次有給休暇の取得促進に向けた環境整備に取り組む	働き方改革推進支援助成金 (労働時間短縮・年休促進支援コース)	
勤務間インターバルの導入に取り組む	働き方改革推進支援助成金 (勤務間インターバル導入コース)	
事業主団体等が時間外労働の削減や賃金引上げに向けた取組を実施する	働き方改革推進支援助成金 (団体推進コース)	
生産性向上のための設備投資などを行い、事業場内最低賃金の労働者の賃金を30円以上引き上げる ※事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内	業務改善助成金	
職場での受動喫煙を防止するための対策を行う (健康増進法で定める既存特定飲食施設が対象です)	受動喫煙防止対策助成金	福岡労働局労働基準部健康課 092-411-4798
8 転職・再就職拡大を図る場合の助成金		お問い合わせ先
中途採用者の雇用管理制度を整備したうえで、中途採用率の拡大を図る	早期再就職支援等助成金 (中途採用拡大コース)	福岡労働局職業安定部職業対策課 福岡助成金センター 092-411-4701
東京圏からの移住者（地方創生移住支援事業を利用した者に限る）を雇い入れる	早期再就職支援等助成金 (UIターンコース)	

お問い合わせ先

厚生労働省福岡労働局「福岡助成金センター」

TEL：092-411-4701

厚生労働省福岡労働局「福岡助成金センター」第二庁舎

TEL：092-402-0537

福岡労働局ホームページ

(<https://jsite.mhlw.go.jp/fukuoka-roudoukyoku/>) から、
「各種助成金制度のご案内」→「福岡労働局で取扱う助成金制度の一覧」



福岡労働局雇用環境・均等部企画課

TEL：092-411-4717

各種経営相談・
専門家派遣

金融

ベンチャー・
創業

販路拡大

新事業展開

設備導入・
企業立地

技術

事業承継・
安定化

雇用・人材

労働環境

地場産業・
商店街

工業保安

商工会議所・
商工会・中小企業
団体中央会

資料

お問い合わせ先
一覧

高年齢者の雇用環境等を整備したい

65歳超雇用推進助成金

生涯現役社会の実現に向けて、高年齢者の雇用の安定に取り組む事業主に対し、助成します。

対象者

雇用保険適用事業所の事業主

※要件がありますので、詳しくはお問い合わせください。

内 容

(1) 65歳超継続雇用促進コース

■ 助成内容

高年齢者の安定した雇用の確保のため①65歳以上への定年の引上げ又は定年の定め廃止、②希望者全員を対象とする66歳以上の継続雇用制度の導入、③他社による継続雇用制度の導入を実施した事業主に対して助成します。

■ 支給額

①定年引上げ又は定年の定め廃止

措置内容 (引上げた年齢) 60歳以上 対象被保険者数	65歳	66～69歳		70歳以上 (旧定年が70歳 未満に限る)	定年の定め廃止 (旧定年が70歳 未満に限る)
		5歳未満	5歳以上		
1～3人	15万円	20万円	30万円	30万円	40万円
4～6人	20万円	25万円	50万円	50万円	80万円
7～9人	25万円	30万円	85万円	85万円	120万円
10人以上	30万円	35万円	105万円	105万円	160万円

②希望者全員を対象とする66歳以上の継続雇用制度の導入

措置内容 (引上げた年齢) 60歳以上 対象被保険者数	66～69歳	70歳以上 (旧定年 及び継続雇用年齢が 70歳未満に限る)
1～3人	15万円	30万円
4～6人	25万円	50万円
7～9人	40万円	80万円
10人以上	60万円	100万円

③他社による継続雇用制度の導入

措置内容	他社による継続雇用年齢の引上げ	
	66～69歳	70歳未満から 70歳以上
支給額 (上限)	10万円	15万円

※1 当コースは、令和6年度から申請受付期間が変更になりました。申請は、定年引上げ等の実施日が属する月の翌月から起算して4か月以内の各月月初から15日（土日祝に当たる場合は翌開庁日）までに、必要な書類を添えて提出してください。

※2 令和3年3月31日までに支給申請を行い70歳未満の取組みにより本コースを受給した事業主が、70歳以上の措置を導入した場合は、上記助成額から既受給額を差し引いた額を助成します。

※3 複数の取組みを実施した場合であっても支給額はいずれか高い額のみとなります。

※4 ③の表の支給額を上限に、他社における制度の導入に要した経費の2分の1の額を助成します。

(2) 高年齢者評価制度等雇用管理改善コース

■ 助成内容

高年齢者の雇用管理制度の整備に係る措置（高年齢者雇用管理整備措置）を実施した事業主に対して、措置に要した費用の一部を助成します。

■ 支給額

支給対象経費（上限50万円）の60%、ただし中小企業事業主以外は45%

支給対象経費とは、措置の実施に必要な専門家への委託費、必要となる機器、システム及びソフトウェア等の導入経費、コンサルタントとの相談経費

(3) 高年齢者無期雇用転換コース

■ 助成内容

無期雇用転換計画に基づき、当該無期雇用転換計画期間内に、有期契約労働者を無期雇用労働者に転換させた事業主に対して、その人数に応じ助成します。（制度を就業規則等に規定する必要があります。）

■ 支給額

・対象労働者1人あたりの助成額は以下のとおりです。

	【助成単価】 中小企業	【助成単価】 中小企業以外
高年齢者無期雇用転換コース	30万円	23万円

活用方法

制度の詳細については、下記の機関へお問い合わせください。

お問い合わせ先

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構福岡支部高齢・障害者業務課

TEL：092-718-1310 URL：<https://www.jeed.go.jp/elderly/subsidy/index.html>



障がいのある方の雇用助成制度等について知りたい

「障害者雇用納付金制度」に基づく各種助成金等

「障害者雇用納付金制度」は、障がいのある方を雇用することは事業主が共同して果たしていくべき責任であるとの社会連帯責任の理念に立って、事業主間の障がい者雇用に伴う経済的負担の調整を図るとともに、障がいのある方を雇用する事業主に対して助成、援助を行うことにより、障がいのある方の雇用の促進と職業の安定を図るため「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき設けられた制度です。事業主から徴収した障害者雇用納付金を財源として、障害者雇用調整金等及び各種助成金の支給を行います。

対象者

事業主

内 容

(1) 障害者雇用調整金等

① 障害者雇用調整金（申請期間は、令和7年4月1日～5月15日）

常用雇用労働者数が100人を超える事業主で法定雇用障害者数を超える場合、障害者雇用調整金を支給します。支給額は、雇用障害者の年間合計数が120人分までは1人当たり29,000円、120人分を超えると一人当たり23,000円となります。

② 報奨金（申請期間は、令和7年4月1日～7月31日）

常用雇用労働者数が100人以下の事業主で、各月の雇用障害者の年間合計者数が一定数（「各月の常用雇用労働者数に4%を乗じた年間合計数」または「72人」のいずれか多い数）を超える場合、その超過人数に対して報奨金を支給します。支給額は、超過人数が420人分までは1人当たり21,000円、420人分を超えると一人当たり16,000円となります。

③ 特例給付金（申請期間は、上記①または②に同じ）

令和6年4月1日から特定短時間障害者（週の労働時間が10時間以上20時間未満）の実雇用率の算入の措置に伴い、特例給付金が廃止され、1年の経過措置が設けられました。

【経過措置】※令和7年度申告申請に限る。

廃止前（令和6年3月31日まで）に雇い入れられた特定短時間障害者（重度以外の身体障害者及び重度以外の知的障害者）については、経過措置の特例給付金の支給対象となります。支給額は、常用雇用労働者数が100人を超える事業主には特定短時間障害者1人につき月額7,000円、常用雇用労働者が100人以下の事業主には特定短時間障害者1人につき月額5,000円となります。ただし、常用雇用障害者数（週20時間以上の障害者数）が上限になります。

(2) 各種助成金

① 障害者作業施設設置等助成金

支給対象となる障がい者を雇い入れ、または継続して雇用している事業主が、障がいを克服し作業を容易に行えるよう配慮された作業施設や作業設備、就労を容易にするために配慮されたトイレ・スロープ等の附帯施設の設置や整備を行う場合、加齢に伴う就労上の課題を克服・軽減し、雇用の継続に必要な措置を行う場合に支給します。

② 障害者福祉施設設置等助成金

支給対象となる障がい者を現に雇用している事業主等が、障がい者の福祉の増進のために障がい特性に配慮した休憩室等の福祉施設の設置や整備を行う場合に支給します。

③障害者介助等助成金

支給対象となる障がい者を雇い入れ、または継続して雇用している事業主が、障がいの種類や程度に応じた適切な雇用管理のために必要な介助等の措置や、加齢に伴う心身の変化により生じる課題の解消のために必要な介助等の各種措置を行う場合に支給します。

④重度障害者等通勤対策助成金

支給対象となる障がい者を労働者として雇い入れ、または継続して雇用している事業主等が、障がい者の通勤を容易にするための措置を行う場合に支給します。

⑤重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金

重度障がい者を多数継続して雇用するために必要となる事業施設等の設置または整備を行うことと併せて、障がい者を雇用する事業所としてのモデル性が認められる場合に支給します。

⑥職場適応援助者助成金

職場適応に課題を抱える障がい者への対応や、加齢に伴い生ずる心身の変化により職場への適応が困難となったため職場への適応を容易にするために、職場適応援助者による支援を行う場合に助成します。

⑦障害者雇用相談援助助成金

対象障がい者の雇い入れおよびその雇用の継続を図るために必要な一連の雇用管理に関する援助の事業（障害者雇用相談援助事業）を、当該援助事業の利用事業主に対して行う事業者に支給します。

⑧障害者能力開発助成金

障がい者の能力開発訓練の事業を行うための施設または設備の設置や整備等を行う場合やその能力開発訓練事業を運営する場合に支給します。

詳細な内容は下記の機関にお問い合わせください。

活用方法

下記の機関へお問い合わせください。

お問い合わせ先

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 福岡支部 高齢・障害者業務課

TEL：092-718-1310 URL：<https://www.jeed.go.jp/disability/index.html>



人材を確保・育成したい、人材を定着させたい

福岡県中小企業雇用環境改善支援センター事業

社会保険労務士等による人材確保・定着・育成に関する助言を無料で受けることができます。
また、雇用環境の改善に関するセミナーや合同会社説明会も実施しています。

対象者

人材の確保・定着・育成に悩む企業

内 容

(1) 個別相談

- ・人手不足や早期離職等でお悩みの企業を対象に雇用環境の改善を支援するため、専門のアドバイザーが人材採用、就業規則や賃金体系など雇用管理の見直し、人材育成、雇用管理改善に資する各種助成金制度の紹介と活用等をアドバイスします。
- ・企業の課題に応じ、支援機関の紹介も行います。

(2) 企業向けセミナー

- ・多様な人材の活用や社員満足度の向上、人事評価制度の運用等、人材に関する課題の解決に資するセミナーを開催します。
- ・また、参加企業同士で交流できるよう、グループワークを併せて実施します。

(3) 支援企業向け合同会社説明会

- ・個別相談等支援企業を対象とした合同会社説明会を開催し、人材採用ノウハウを発揮する機会を提供します。

活用方法

ご相談内容に応じて適切な支援メニューをご紹介しますので、下記お問い合わせ先にご連絡ください。

お問い合わせ先

福岡県中小企業雇用環境改善支援センター

〒810-0001 福岡市中央区天神1-4-2 エルガーラオフィス11階

TEL : 092-739-8733 FAX : 092-725-1776 URL : <https://www.koyo-kaizen.fukuoka.jp>



若者の採用・育成を支援してほしい

ユースエール認定企業

若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業を、若者雇用促進法に基づき厚生労働大臣が「ユースエール認定企業」として認定しています。

対象者

認定基準を満たす中小企業（常時雇用する労働者が300人以下の事業主）

【主な認定基準】※この他にも認定基準があります。

1	学卒求人など、若者対象の正社員の求人申込みまたは募集を行っていること
2	若者の採用や人材育成に積極的に取り組む企業であること
3	右の要件をすべて満たしていること
	・「人材育成方針」と「教育訓練計画」を策定していること
	・直近3事業年度の新卒者などの正社員として就職した人の離職率が20%以下※1
	・前事業年度の正社員の月平均所定外労働時間が20時間以下かつ、月平均の法定時間外労働60時間以上の正社員が1人もいないこと
	・前事業年度の正社員の有給休暇の年間付与日数に対する取得率が平均70%以上又は年間取得日数が平均10日以上
	・直近3事業年度で男性労働者の育児休業等取得者が1人以上又は女性労働者の育児休業等取得率が75%以上

※1 直近3事業年度の採用者数が3人または4人の場合は、離職者数が1人以下であれば可とします。

支援内容

ユースエール認定企業になると、以下のメリットがあります。

ハローワーク
などで重点的
PRを実施

労働局主催の
就職面接会などへの
優先参加が可能

自社の商品、広告
などに認定マークの
使用が可能



日本政策緊急公庫による
融資制度

公共調達における
加点評価

一部地方公共団体における
優遇措置

認定企業になるには

ユースエール認定企業になるには、福岡労働局へ申請が必要です。

認定基準を満たしていることを確認した後、福岡労働局から認定通知書を交付します。

詳しい認定基準、手続き方法などについては、福岡労働局のホームページをご覧ください。

（福岡県内のユースエール認定企業も、福岡労働局ホームページで確認できます。）

© https://jsite.mhlw.go.jp/fukuoka-roudoukyoku/jirei_toukei/shokugyou_shoukai/newpage_00414.html



お問い合わせ先

厚生労働省福岡労働局 職業安定部職業安定課 若年雇用対策係

TEL：092-434-9802

人材を確保したい

福岡県若者就職支援センター事業

若者と企業の出会い・交流・相互理解の場を提供します。

対象者

若手人材を募集している企業や、今後募集する可能性がある企業

内 容

(1) 求人掲載及び職業紹介

- ・企業の皆さまの人材確保を支援するため、センターでは、求人の受理を行っています。
- ・センターに求人を提出いただくと、センターのホームページに無料で求人情報を掲載し、広くPRすることができます。
- ・さらに、県が行っている求職者とのマッチング支援に関する情報等を提供しています。

(2) 学校と企業との交流会

- ・高校教員や大学等の就職指導担当者と企業が相互理解を深める交流会を開催しています。

(3) 地元企業紹介事業

- ・地元企業への理解を深め、企業規模にとらわれない学生の職業選択を促進するため、高校生や大学生等に対して、身近な地元企業の経営者等による講演会、企業見学会、座談会を実施しています。

(4) 合同会社説明会

- ・多数の求人企業と求職者が一堂に集まる合同会社説明会を実施しています。

※「福岡県若者就職支援センター」では、

おおむね 39 歳までの若者を対象に、職業観の形成から進路選択、就職活動、職場定着に至るまでのサービスをワンストップで提供しています。

活用方法

まずはセンターにご連絡ください。担当者から支援メニューをご案内いたします。

お問い合わせ先

福岡県若者就職支援センター

TEL：①092-715-7171（企業登録・求人掲載関係）

②092-720-8832（イベント関係）

URL：<https://www.ssc-f.net>



人材を確保したい

ママと女性の就業支援センター

子育て中の女性や非正規・求職中の女性を対象とした職業紹介を行っています。

対象者

福岡県内の企業・事業所

内 容

県内4か所（福岡、北九州、筑後、筑豊）のママと女性の就業支援センターで、子育て中の女性や非正規・求職中の女性を対象に、就職相談・情報提供、セミナーの開催、就職あっせん、定着支援までの一貫した支援を行っています。

人材紹介・マッチングや合同会社説明会を無料で実施し、企業の人材確保を支援しています。

〈子育て女性や非正規・求職中の女性を採用するメリット〉

- 優秀な人材の確保：結婚や出産等を機に離職した優秀な人材を確保できます。
- 企業イメージの向上：仕事と子育ての両立支援に積極的な企業としてPRできます。
- 生産性の向上：仕事の進め方や仕事内容を見直し、業務改善や効率化を進めるきっかけとなります。

活用方法

- ご利用は全て無料です。
- 事業の説明と手続きのご案内をいたしますので、下記までお問い合わせください。
- 求人に当たっては、「働きたい女性応援サイト」から登録してください。

「働きたい女性応援サイト」<https://www.hataraku-mama.jp>

〈センター利用のメリット〉

- 効率的な採用選考：企業の希望に応じ、適した人材の紹介から面接日時の設定、採用後のフォローなどを行いますので、選考に費やす時間や経費を軽減できます。
- 採用後のフォロー：入社から1か月後まで、状況確認などのフォローを行います。
- 助成金の活用：センターを通じて特定求職者（母子家庭の母等）を雇い入れた場合、国の助成金の対象となる場合があります。

お問い合わせ先

福岡県ママと女性の就業支援センター

- ・ 福岡センター 〒810-0042 福岡市中央区赤坂1-8-8 福岡西総合庁舎5階
福岡労働者支援事務所内 TEL：092-725-4034
- ・ 北九州センター 〒802-0001 北九州市小倉北区浅野3-8-1 A1Mビル2階
ウーマンワークカフェ北九州内 TEL：093-533-6637
- ・ 筑後センター 〒839-0861 久留米市合川町1642-1 久留米総合庁舎1階
筑後労働者支援事務所内 TEL：0942-38-7579
- ・ 筑豊センター 〒820-0004 飯塚市新立岩8-1 飯塚総合庁舎別館2階
筑豊労働者支援事務所内 TEL：0948-22-1681
URL：<https://www.hataraku-mama.jp>



将来指導的地位に就き、経営層を担う 女性トップリーダーを育成したい

女性トップリーダー育成研修

企業等の管理職にある女性や幹部候補の女性を対象に、トップリーダーとして必要な素養を身につけ、ネットワークを構築するための研修を実施します。

対象者

- 所属する企業、団体等から推薦を受けた女性
- 将来トップリーダー（起業を含む）となることを目指す女性
- 新しい時代のリーダー像を体得したい女性

内 容

産学官のトップリーダーによる講義や対話、グループディスカッション等を通じて、女性トップリーダーとして成長するための志や感性、行動する力など、必要な素養を身につけます。これに加えて受講生同士の交流会（これまでの修了生も参加）や産学官のトップリーダーとの意見交換会を通じて、業種や職種を超えた人的ネットワークの形成を図ります。

さらに、研修のメインテーマとして、これからのトップリーダーに求められる既成概念や固定観念に捉われない新たな価値を創造する力を養うため、「自分起点」を軸に価値に革新を起す「アート思考」によるワークショップや様々な講義等を通じ、新たな世界を切り拓き、社会を牽引する人材の育成を目指します。（本研修は高い評価に支えられ、令和7年度に10周年を迎えます。）

- ・ 研 修 期 間：第1回 令和7年11月13日(木)～11月15日(土)（2泊3日宿泊研修）
第2回 令和8年1月31日(土)（日帰りフォローアップ研修）
- ・ 申込みの要否：要（令和7年8月から開始予定）
- ・ 定 員：20名
- ・ 受 講 料：8万2千円

【参考】令和6年度研修実績

- ・ 研修期間（全2回）
第1回 令和6年10月31日(木)～11月2日(土)（2泊3日宿泊研修）
第2回 令和7年2月1日(土)（日帰りフォローアップ研修）
- ・ 受講者 24名

お問い合わせ先

公立大学法人福岡女子大学 女性リーダーシップセンター

TEL：092-692-3198 E-mail：wlc-info@fwu.ac.jp

URL：http://wb2.fwu.ac.jp/leadership/



女性が活躍しやすい職場にしたい

女性の活躍推進に取り組む企業への支援

専門家派遣やポータルサイトによる情報提供など、女性が活躍しやすい職場づくりに向けた企業の取組を支援します。

対象者

人材確保や仕事と家庭の両立、働き方の見直しなどに取り組みたい企業等

内 容

①専門家による個別支援（無料）

- ・ 専門家（社会保険労務士、中小企業診断士等）を派遣し、企業の取組を個別に支援（1企業あたり訪問支援3回程度）
- ・ 支援例
一般事業主行動計画策定等の支援、女性のキャリアアップの取組への支援、柔軟な働き方ができる環境整備への支援、職場の意識改革のためのセミナーの開催

②女性の活躍推進ポータルサイト

取組の参考となる県内企業の取組事例、セミナーやイベントの開催情報、中小企業が活用できる県や国の支援施策、アンコンシャス・バイアスの特設ページなど、様々な情報を発信します。

女性がリードするフクオカのミライ

D&I and You



▲ポータルサイトはこちら

活用方法

詳しくは、HPをご覧ください。下記へお問い合わせください。

お問い合わせ先

①・② 福岡県人づくり・県民生活部女性活躍推進課社会環境整備係

TEL : 092-643-3399 URL : <https://joseikatsuyakuoentai.pref.fukuoka.jp/>

女性が活躍しやすい職場にしたい

ITを活用した女性活躍の推進

IT研修で育成した女性を企業とマッチングし、当該企業におけるITを活用した職場環境づくりの取組を支援します。

対象者

人材確保や仕事と家庭の両立、働き方の見直しなどに取り組みたい企業等

内 容

①IT研修で育成した女性を企業とマッチング

女性がITスキルを身につけ企業で活躍できるよう研修を行い、女性と企業の交流の場を設ける等により、女性と企業とのマッチングを支援します。

②IT活用による女性活躍推進への補助金

①で育成したIT技術者を雇用する企業のうち、ITを活用して女性が活躍できる職場づくりに取り組む企業を対象に、IT導入等の経費に対する補助を行います。

③IT×女性×企業応援ネットワーク

IT分野での女性活躍に賛同する企業・団体で構成し、女性活躍等にかかる企業間の取組について情報交換を行う交流会を実施します。

活用方法

詳しくは、下記へお問い合わせください。

お問い合わせ先

福岡県人づくり・県民生活部女性活躍推進課

URL：<https://joseikatsuyakuontai.pref.fukuoka.jp/>

①・③ 人材育成係 TEL：092-643-3342

② 社会環境整備係 TEL：092-643-3399



女性人材を育成したい

女性活躍のための企業人材育成事業

階層別(若手、係長相当、課長相当)の総合的な研修を実施し、企業の女性人材育成を支援するとともに、女性社員がやりがいをもって働き続けられる職場環境整備を促進します。

対象者

- (1) 県内企業に勤務する女性で、企業の推薦を受けた者
- (2) 社員に階層別研修を受講させている企業の経営層や人事担当者

内 容

(1) 階層別の女性人材育成研修

職層ごとの成長課題や悩みに応じたスキルとマインドの習得を目指す階層別(若手、係長相当、課長相当)の人材育成研修を実施します。

〈課長相当〉組織マネジメント、ファイナンス、課題解決力などの強化

〈係長相当〉対人面の課題克服、部下育成力、リーダーシップ力などの強化

〈若手〉キャリア意欲の喚起、コミュニケーション力、業務遂行力などの強化

(2) 経営層・人事担当者向け研修

階層別研修を修了した女性社員が、やりがいをもって働き続けられる職場環境整備を促すための研修を実施します。

女性人材育成のためのネットワーク形成事業

県内の働く女性を対象に、将来の目標・模範となるロールモデルとの出会いや交流の場を提供します。

対象者

県内の働く女性

内 容

(1) 働く女性とロールモデルとの交流の場「福岡キャリア・カフェ」(福岡市)

①日時：毎週水曜日 18:30~20:30

②場所：コワーキングスペースQ(アミュプラザ博多 地下1階)

・月イチ・キャリアトーク：ロールモデルによる多彩なテーマでのトークライブ&交流会

・個別マッチング：希望するロールモデルと個別に対話

・会員専用LINE(福岡キャリア・カフェnet)：会員同士でのオンラインでの交流

・団体連携企画：NPOなど様々な団体が企画するイベント など

(2) 「福岡キャリア・カフェ」(福岡市以外)

3地域(北九州・筑豊・筑後)において、ロールモデルとの対話や交流ができる機会を提供します。

(3) 「福岡キャリア・カフェ」大交流会

通常のカフェに参加できない方に、夏と冬の年2回、ロールモデルとの対話や交流ができる機会を提供します。

※コーディネーターがサポートしますので、初めての方、お一人の方でも安心して利用できます。

会員登録

利用には会員登録(無料)が必要です。

下記の専用ホームページから、お申込みください。

【URL】<https://fukuoka-careercafe.net>



▲専用ホームページ

お問い合わせ先

福岡県人づくり・県民生活部女性活躍推進課 人材育成係

TEL: 092-643-3342 URL: <https://joseikatsuyakuoentai.pref.fukuoka.jp/>



人材を確保したい

- (1) 障害者就業・生活支援センター
- (2) 障がい者雇用開拓事業
- (3) 福岡県障がい者テレワークオフィス

- (1) 障がいのある人の雇用に関する御相談に応じます。
- (2) 障がい者雇用について、事前準備から採用・定着までワンストップでサポートします。
- (3) 共同利用型オフィスにおいて、企業等に雇用される障がいのある社員をサポートします。

対象者

福岡県内の企業等

内 容

(1) 障害者就業・生活支援センター

県内13か所にある障害者就業・生活支援センターでは、障がいのある人の採用や職場定着に関する企業等の御相談に応じます。

(相談例)

- ・障がいのある人の雇用を検討しており、採用について相談したい
- ・合理的配慮の内容について相談したい
- ・障がいのある人の職場定着のため、職場でのコミュニケーションの取り方や働きやすい職場づくりについて相談したい
- ・障がいのある人の実習を受け入れてみたい など

(2) 障がい者雇用開拓事業

県では、障がいのある人を雇用する、または雇用を検討している企業等に対して、以下の支援を行っています。

- ・障がいのある人を雇用していない企業に対するコンサルティング
- ・重度障がい・精神障がいのある人のための短時間求人開拓
- ・求人の受付・人材の紹介・企業内での職場実習（必要に応じて1～2週間）
- ・支援員の派遣による就職後の定着支援
- ・特例子会社の設立相談
- ・企業と障がいのある人をつなぐ就職相談会の開催など

(3) 福岡県障がい者テレワークオフィス

共同利用型の障がい者テレワークオフィス「こといろ」（福岡市）及び「Beyond Office」（北九州市）では、テレワークでの障がい者雇用を検討する企業に対し、コーディネーターがテレワークが可能な業務の切り出しや障がいのある人の採用などを幅広くサポートします。また、採用後は、常駐の支援員が障がいのある利用者の相談対応や体調管理など、障がい特性に合わせた支援を行います。

活用方法

下記にお問い合わせください。

お問い合わせ先

福岡県福祉労働部労働局就業支援課 障がい者支援係

TEL：092-643-3593 e-mail：syugyoshien@pref.fukuoka.lg.jp

人材を確保したい

シルバー人材センター及び高齢者能力活用センター

豊かな知識と経験を持つ高齢者が、丁寧に仕事をを行います。

対象者

事業者

内 容

(1) シルバー人材センター

県内41のシルバー人材センター（53市町村）は、企業や家庭などから臨時的・短期的な就業を請負・委任・派遣により受注し、会員（60歳以上）に仕事を提供するとともに、地域社会において高齢者が活躍する社会参加活動の推進等、様々な就労支援を行っています。

【令和6年度実績】

・高齢者の会員数	23,441人
・受注件数	97,147件
・就業延べ人数	2,075,178人

(2) (公社) 福岡県高齢者能力活用センター

おおむね60歳以上の高齢者に就業の機会を提供することを目的とし、県内企業向けに高齢者の派遣や有料職業紹介を行う公益法人です。

様々な資格や豊かな経験を持つ高齢者が多数在籍しており、企業のニーズに応え、即戦力となる経験豊富な高齢者を派遣・紹介します。

【令和6年度実績】

・高齢者の登録人数	11,403人
・企業の会員登録数	579社
・就業延べ人数	10,915人

活用方法

下記の機関にお問い合わせください。

お問い合わせ先

・シルバー人材センター

県内には41のセンターがあります。添付の一覧表を参照ください。

・(公社) 福岡県高齢者能力活用センター

TEL：092-451-8621（福岡） TEL：093-881-6699（北九州）

TEL：0942-35-0520（久留米）

URL：<https://www.hatsu-ratsu.com/>



高年齢者の継続雇用等について相談したい

高年齢者雇用に関する事業主への支援

高年齢者の継続雇用等に関する相談・助言等を実施しています。

対象者

事業主

内 容

(1) 高年齢者雇用アドバイザー・70歳雇用推進プランナーによる相談・助言（無料）

高年齢者の継続雇用に伴う賃金・退職金、人事管理制度の見直しや職場の改善・開発等について専門的な立場から具体的かつ実務的な相談・助言を行います。

(2) 企業診断システム（無料）

企業における高年齢者の雇用環境の整備を援助するために各種の企業診断システムを開発し運用しています。簡単な質問票にご記入いただくだけで、高年齢者を活用するための課題を見つけ出し、高年齢者雇用アドバイザー・70歳雇用推進プランナーがその課題解決策についてわかりやすくアドバイスします。

(3) 企画立案サービス（事業主負担1／2）

高年齢者雇用アドバイザー・70歳雇用推進プランナーによる相談・助言によって明らかになった条件整備のために必要な個別・具体的課題について、人事処遇制度や職場改善等条件整備についての具体的な改善策を企業からの要請に基づき、高年齢者雇用アドバイザー・70歳雇用推進プランナーが作成し提案します。

(4) 就業意識向上研修（事業主負担1／2）

中高年齢従業員及び職場の活性化を支援するために、高年齢者雇用アドバイザー・70歳雇用推進プランナーが職場の管理者又は中高年齢従業員向けに企業の実情や要望に合った研修プランを提案し、研修を実施します。

活用方法

下記の機関にお問い合わせください。

お問い合わせ先

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 福岡支部 高齢・障害者業務課

TEL：092-718-1310

URL：https://www.jeed.go.jp/elderly/employer/advisary_services.html



人材を確保したい

外国人材受入企業等支援事業

外国人労働者が在留資格の範囲内でその能力を十分に発揮し、適正に就労できるよう、県内企業を対象に、窓口等での相談対応や講習会を実施します。

対象者

外国人材の活用を検討する企業

内 容

(1) 福岡県外国人材受入企業相談窓口

- ・外国人材を受け入れる場合の様々な疑問点や、雇い始めてからの雇用管理・職場環境づくりなどについての相談に応じます。
- ・相談内容や相談者の地域を勘案して、適任者が相談対応に当たり、必要に応じて、適切な専門機関をご紹介します。
- ・ご相談は、「福岡県外国人材活用サポートページ」のお問い合わせフォームのほか、電話、FAX、来所にて受け付けます。
- ・県内4地域での出張相談会を定期的に実施するほか、出張相談員による企業訪問を行います。

(2) 福岡県外国人材受入企業講習会

- ・外国人材を受け入れるにあたって事業主が遵守すべき法令や努めるべき雇用管理等についての講習動画をオンデマンドで配信します。

(3) 福岡県外国人材活用サポートページ

- ・県内企業等に向けて外国人材の活用に必要な情報を発信します。

【主なコンテンツ】

分野別外国人材の受入方法、外国人材受入企業講習会（オンデマンド配信）、外国人材受入ガイドブック、チャットボットによるサイト内関連ページや関係機関への案内など

【URL】

<https://hello.gyosei-fukuoka.or.jp/>



活用方法

福岡県外国人材受入企業相談窓口にお問い合わせください。

お問い合わせ先

福岡県外国人材受入企業相談窓口

〒812-0045 福岡市博多区東公園2番31号 福岡県行政書士会館内

TEL : 0120-86-2905 FAX : 092-631-0580 URL : <https://hello.gyosei-fukuoka.or.jp/contact/>

※令和7年度受託者：福岡県行政書士会

職業訓練について、知事の認定を受けたい

職業訓練の認定（職業訓練振興対策）

事業主等が実施する職業訓練が、国が定める基準に適合することを知事が認定することにより支援する制度です。

対象者

実施する職業訓練について、国が定める基準に適合することの認定を受けたい事業主等

内 容

事業主等が、実施する職業訓練のうち、職業能力開発促進法に定められた一定の基準（教科、訓練期間、指導員、設備等）に適合する職業訓練については、申請により知事の認定を受けることができます。

この認定を受けて事業主等が行う職業訓練を認定職業訓練といい、令和7年4月現在、県内で27事業所・団体が認定職業訓練を実施しています。

活用方法

知事の認定を受けて職業訓練を実施する場合は、下記のメリットがあります。

- 一定の要件を満たす認定職業訓練施設については、「職業能力開発校」等の名称を用いることができます。
- 認定訓練の修了者は、技能検定及び職業訓練指導員免許の取得に当たって、試験の一部免除や、必要な実務経験年数の短縮等が受けられます。
- 認定職業訓練実施者及び優秀修了者に対する知事の表彰制度を実施しています。
- 中小企業の事業主またはその団体が雇用保険被保険者である在職者等を対象として実施する認定職業訓練に対しては、予算の範囲内で運営費の一部が県から補助されます。

お問い合わせ先

福岡県福祉労働部労働局職業能力開発課 技能振興係
TEL：092-643-3603

技能の水準を認定してほしい

技能検定試験の実施

働く人々の有する技能を一定の基準によって検定し、これを公証する国家検定制度です。

対象者

133ある技能検定職種に関する職業に携わる方、もしくは職業訓練施設、工業高校等で学ばれている方。

※等級ごとに受験に必要な要件が定められており、受験していただくためにはそれらの要件を満たす必要があります。

内 容

技能検定制度は、技能に対する社会一般の評価を高め、働く人々の技能と地位の向上を図ることを目的として、職業能力開発促進法に基づき実施されています。

職種ごとに実技試験と学科試験が行われます。各職種の内容に応じ、特級、1級、2級などに区分して行われるものと、単一等級として区分しないで行われるものがあります。

それぞれの試験の程度は次のとおりです。

等級区分	試験の程度
特 級	管理者または監督者が通常有すべき技能及び知識の程度
1 級	上級技能者が通常有すべき技能及び知識の程度
2 級	中級技能者が通常有すべき技能及び知識の程度
3 級	初級技能者が通常有すべき技能及び知識の程度
単 一 等 級	上級技能者が通常有すべき技能及び知識の程度

活用方法

- 技能検定の合格者には、厚生労働大臣（特級、1級、単一等級）又は都道府県知事名（2級、3級）の合格証書が交付され、「技能士」と称することができます。
- 建築系職種によっては、官公庁の発注する公共工事に一定数以上の1級技能検定合格者の常駐を求められることがあります。
- 職業訓練指導員試験を受験する場合、1級及び単一等級の技能検定合格者は実技試験及び学科試験（関連学科のみ）が免除されます。
- 職業訓練指導員試験を受験する場合、2級の技能検定合格者は実技試験が免除されます。

お問い合わせ先

試験に関すること：福岡県職業能力開発協会

TEL：092-671-1238

合格証書に関すること：福岡県福祉労働部労働局職業能力開発課 技能振興係

TEL：092-643-3603

社内検定を認定してほしい

福岡県技能評価認定制度

事業主等が独自に行う国家技能検定以外の技能評価(社内検定)のうち、その取組みが技能振興上奨励すべきものと認められるものを、申請に基づき県が認定します。

対象者

- ・県内に住所を有する事業主又は事業主の団体が行うもの
- ・国家技能検定（133職種）の対象となっていない職種

内 容

(1) 評価基準

対象職種ごとに、県の基準を定めて公表します。

(2) 認定要件

- ①技能評価が、従業員の有する職業に必要な技能及び知識について行われるものであること
- ②技能評価の試験基準が、県が定める評価基準に適していること
- ③技能評価が、直接営利を目的としないこと
- ④技能評価が、定期的の実施されるものであること
- ⑤技能評価の実施方法が、公平であること

(3) 認定の方法

- ①認定を受けようとする事業主等は、所定の申請書類を県に提出してください。
- ②県は、申請書類を受付後、第三者機関である技能評価認定審査会の意見を聴取します。
- ③県は、申請事業主等に認定の可否を通知します。

活用方法

- ・認定証が交付されます。
- ・認定を受けた技能評価は、「福岡県認定技能評価」の表示をすることができます。
- ・事業者等が交付する合格証書に、福岡県知事が認定した技能評価である旨の証明を受けることができます。

お問い合わせ先

福岡県福祉労働部労働局職業能力開発課 技能振興係
TEL：092-643-3603

優秀な技能をもった社員を 表彰してもらいたい

優秀技能者の表彰(技能振興推進事業)

県は、技能労働者の社会的・経済的地位の向上と技能尊重という観点から、毎年優秀な技能者を表彰しています。自社の優秀な技能者を推薦してください。

推薦者

市町村、業界団体又は原則として従業員500人以上の企業の代表者

対象者

次の各項の要件のいずれにも該当する県内就業者又は県内居住者

- ①その者の有する技能の程度が卓越しており、県全体を通じて当該技能において第一人者と目されていること。
- ②その者の有する卓越した技能を要する職業に関して、表彰の日現在において、20年以上の経験を有し、かつ、当該職業に就業していること。
- ③技能検定関連職種については、一級技能検定に合格した者又は技能検定委員の経験がある者若しくはこれと同等以上と認められる者。
- ④その者の有する技能を通じ、後進技能者の指導育成に尽力し、かつ、技能に関する創意工夫、改善等により、生産性の向上に役立ったこと等により、産業の発展に寄与した者であり、その功績が特に顕著であると認められる者。
- ⑤勤務状況、日常行為において他の模範になると認められる者。
- ⑥成年被後見人、又は被保佐人でない者。
- ⑦過去において禁錮以上の刑に処せられたことのない者。

内 容

本県の「優秀技能者表彰」に選出されますと、県内就業者については、「現代の名工」と呼称される厚生労働大臣表彰「卓越した技能者」の本県推薦候補者としての資格を得ることになります。

活用方法

推薦者は、必要書類を添えて令和7年7月25日（金）までに推薦してください。

お問い合わせ先

福岡県福祉労働部労働局職業能力開発課技能振興係

TEL：092-643-3603

半導体に関する人材育成を行いたい

福岡半導体リスキリングセンター

半導体分野やデジタル産業分野の重要技術に精通した人材を育成するため、全国の大学教授や企業技術者を講師とする講座を開催しています。

福岡県をはじめ九州・全国で活躍する人材の育成を支援しており、福岡県内中小企業には講座受講料(企業向け講座を除く)の補助制度もごございます。

対象者

福岡県をはじめ九州・全国の半導体人材
(技術者等の社内研修を行いたい事業者、技術研修を受講したい企業技術者等)

内 容

半導体の全体像を学ぶ講座や生産工程で分類した講座など「半導体を作る側」の講座と、電気・電子回路、通信ネットワーク、プログラミング・組込み、自動車・MBD(モデルベース開発)・モータ・モータ制御、画像処理・AI・データサイエンスといった「半導体を使う側」の講座を、初歩から学べるものから高度な技術を習得するものまで様々なレベルの講座を提供しています。

(1) 公開講座 ※県内中小企業受講料補助の対象

「福岡半導体リスキリングセンター」(福岡市早良区百道浜)での対面と全国から参加できるオンラインのハイブリッド形式の講座を随時開催しています。(対面のみの講座もごございます。)開催の際は、「福岡半導体リスキリングセンター」のホームページやメーリングリストでお知らせいたします(下記、活用方法参照)。

(2) 「ふくおかIST e-learning」によるe-learning講座 ※県内中小企業受講料補助の対象

いつでもどこでも自分の好きなタイミングで学習できる「e-learning 講座」を提供しています(下記、活用方法参照)。

(3) 企業向け講座

新人研修やスキルアップ研修など、ご希望に沿った講座への対応が可能です。開催日程や開催場所、講座の内容など、具体的なご希望を伺いながら、実施内容を検討します。「福岡半導体リスキリングセンター」での対面開催のほか、出張による対面開催、オンライン開催も可能ですので、お気軽にご相談ください。(実習中心の講座など、一部オンライン対応不可の場合もごございます。)

(4) パソコンルームのレンタル

プロジェクタやスクリーン、マイク等を完備したパソコンルーム(最大定員45名)をレンタルしています。

活用方法

- ・お問い合わせは、「福岡半導体リスキリングセンター」のホームページ(<https://reskilling.ist.or.jp/>)からお願いいたします。
- ・(1) 公開講座や(2) e-learning講座を受講されたい場合は、「ふくおかIST e-learning」(<https://e-learning.ist-college.org/>)に会員登録していただいた後、各講座にお申し込みください。
- ・(1) 公開講座及び(2) e-learning講座の受講料の支払いには、銀行振込の他、オンライン決済(クレジットカード決済/コンビニ決済)もご利用いただけます。
- ・(3) 企業向け講座及び(4) パソコンルームのレンタルは、銀行振込のみとなります。



お問い合わせ先

公益財団法人 福岡県産業・科学技術振興財団(ふくおかIST)
産業技術イノベーション部 人材育成グループ(福岡半導体リスキリングセンター)

〒814-0001 福岡県福岡市早良区百道浜 3 丁目 8-33

TEL : 092-822-1550 FAX : 092-832-7158

<https://reskilling.ist.or.jp/>



脱炭素に関する人材を育成したい

福岡県企業向け脱炭素講座等の開催 脱炭素社会推進費(中小企業支援)

経営者を対象に脱炭素経営や各種省エネ手法に関する講座を開催します。

設備管理者や技術者等を対象に各種機器・設備の運用改善手法等に関する講座を開催します。

省エネ補助金活用に向けた講座を業種別に開催します。

対象者

脱炭素経営や省エネ手法について知りたい、脱炭素による経営改善を図りたい、国の省エネ補助金を活用したいと考えている県内企業等

内 容

(1) 経営者向け省エネ講座の開催

- 脱炭素経営に取り組むメリット、各種省エネ手法のポイント 等

(2) 省エネ・節電講座の開催

- 各種機器・設備の運用改善手法、優良な省エネ取組事例の紹介、現地見学会 等

(3) 省エネ補助金講座の開催

- 補助金申請準備のポイント、事例紹介、現地見学会 等

(4) ZEB見学会の開催

- ZEBの現場視察、ZEBの補助金活用に向けた見学会 等

活用方法

詳しくは、下記へお問い合わせください。

お問い合わせ先

福岡県 環境部 環境保全課 地球温暖化対策係

TEL: 092-643-3356 FAX: 092-643-3849 e-mail: chikyu@pref.fukuoka.lg.jp

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/eco-seminar.html>

※講座等の日程が決まり次第、随時情報を掲載します。



県内ハローワーク(公共職業安定所)等の所在地・電話番号一覧

地区名	名 称 (ハローワーク)	所 在 地	電話番号	備 考
福岡地区	福岡中央 (赤坂駅前庁舎)	〒810-8609 福岡市中央区赤坂1-6-19	092-712-8609	事業所の雇用保険 手続を行う窓口です
		〒810-0041 福岡市中央区大名2-4-22 新日本ビル2階	092-712-8609	
	福岡東	〒813-8609 福岡市東区千早6-1-1	092-672-8609	
	福岡南	〒816-8577 春日市春日公園3-2	092-513-8609	
	福岡西	〒819-8552 福岡市西区姪浜駅南3-8-10	092-881-8609	
北九州地区	八 幡 (黒崎駅前庁舎)	〒806-8509 北九州市八幡西区岸の浦1-5-10	093-622-5566	事業所の雇用保険の 適用関係・求人募集・助成金の相談・ 公共事業関係・新規 学卒関係・マザーズ コーナー 職業相談・職業訓練・障害のある方の 職業相談・雇用保険 給付の窓口です。 事業主の方の雇用保 険適用手続・求人申 込手続窓口は八幡 です。 事業主の方の雇用保 険適用手続・求人申 込手続窓口は八幡 です。
		〒806-0021 北九州市八幡西区黒崎3-15-3 コムシティ6階	093-622-5566	
	(若松出張所)	〒808-0034 北九州市若松区本町1-14-12	093-771-5055	
	(戸畑分庁舎)	〒804-0067 北九州市戸畑区汐井町1-6 ウェルとばた8階	093-871-1331	
	小 倉 (門司出張所) 行 橋 (豊前出張所)	〒802-8507 北九州市小倉北区菟崎町1-11	093-941-8609	
		〒800-0004 北九州市門司区北川町1-18	093-381-8609	
		〒824-0031 行橋市西宮市5-2-47	0930-25-8609	
		〒828-0021 豊前市大字八屋322-70	0979-82-8609	
筑豊地区	飯 塚 直 方 田 川	〒820-8540 飯塚市芳雄町12-1	0948-24-8609	
		〒822-0002 直方市大字頓野3334-5	0949-22-8609	
		〒826-8609 田川市弓削田184-1	0947-44-8609	
筑後地区	大 牟 田 久 留 米 (大川出張所)	〒836-0047 大牟田市大正町6-2-3	0944-53-1551	
		〒830-8505 久留米市諏訪野町2401	0942-35-8609	
		〒831-0041 大川市大字小保614-6	0944-86-8609	
	八 女 朝 倉	〒834-0023 八女市馬場514-3	0943-23-6188	
		〒838-0061 朝倉市菩提寺480-3	0946-22-8609	

シルバー人材センター一覧

ブロック名	団 体 名	所 在 地	電話番号
福 岡	(公社)福岡市シルバー人材センター	812-0044 福岡市博多区千代1丁目25-15 福岡県交通安全協会2階	092-643-8200
	東出張所	812-0061 福岡市東区筥松2-1-27	092-624-4680
	博多出張所	812-0893 福岡市博多区那珂2丁目5-1 山浦第3ビル4号室	092-414-4680
	中央出張所	810-0022 福岡市中央区薬院4丁目1-27 薬院大通センタービル3階	092-526-4680
	城南出張所	814-0103 福岡市城南区鳥飼6丁目1-18 豊原ビル1階	092-845-4680
	南出張所	815-0033 福岡市南区大橋3丁目17-3	092-551-4680
	早良出張所	814-0006 福岡市早良区百道2丁目1-35	092-821-4680
	西出張所	819-0002 福岡市西区姪の浜4丁目8-28	092-881-4680
	(公社)大野城市シルバー人材センター	816-0931 大野城市筒井5丁目15番5号 大野城市高齢者生きがい創造センター内	092-582-0221
	(公社)春日市シルバー人材センター	816-0843 春日市松ヶ丘1-5	092-596-1826
	(公社)太宰府市シルバー人材センター	818-0134 太宰府市大字大佐野30番地1	092-921-4222
	(公社)筑紫野市シルバー人材センター	818-0013 筑紫野市岡田3丁目11番地1 ほほえみタウンC棟	092-919-7755
	(公社)古賀市シルバー人材センター	811-3113 古賀市千鳥2-21-3	092-942-6994
	(公社)糸島市シルバー人材センター	819-1105 糸島市潤1丁目21番1号	092-322-5111
	(公社)宗像市シルバー人材センター	811-4146 宗像市赤間4-2-1	0940-33-1151
	(公社)福津市シルバー人材センター	811-3218 福津市手光南2-1-1 ふくとびあ いきいき交流館内	0940-43-6541
北 九 州	(公社)那珂川市シルバー人材センター	811-1223 那珂川市上梶原1-2-2	092-953-4165
	(公社)粕屋町シルバー人材センター	811-2309 糟屋郡粕屋町鷹与丁3丁目2番21号	092-938-3300
	(公社)志免町シルバー人材センター	811-2202 糟屋郡志免町大字志免451番地1	092-936-8012
	(公社)篠栗町シルバー人材センター	811-2417 糟屋郡篠栗町中央4丁目20番26号	092-947-5199
	(公社)新宮町シルバー人材センター	811-0111 糟屋郡新宮町大字三代1095ふれあい交流館内	092-963-4890
	(公社)須恵町シルバー人材センター	811-2221 糟屋郡須恵町大字旅石72番地353	092-936-3201
	(一社)久山町シルバー人材センター	811-2501 糟屋郡久山町大字久原1080番地3	092-976-1498
	(公社)北九州市シルバー人材センター 西部出張所	802-0062 北九州市小倉北区片野新町1-1-6 806-0021 北九州市八幡西区黒崎3丁目1番3号 菅原第1ビル4階	093-922-4801 093-482-6112
	(公社)岡垣町シルバー人材センター	811-4234 遠賀郡岡垣町大字高倉598-1いこいの里内	093-282-4688
	(公社)中間市シルバー人材センター	809-0003 中間市大字上底井野59-1	093-246-4528
	(公社)遠賀町シルバー人材センター	811-4331 遠賀郡遠賀町大字別府3113番地の2	093-293-8007
	(公社)豊前・上毛シルバー人材センター	828-0051 豊前市大字吉木955番地住民交流センター	0979-83-0677
	(公社)行橋市シルバー人材センター	824-0005 行橋市中央1-10-67	0930-26-3355
	(公社)築上町シルバー人材センター	829-0102 築上郡築上町大字築城1728番地	0930-57-4800
	(公社)荻田町シルバー人材センター	800-0353 京都郡荻田町尾倉4丁目1番地の7 荻田町総合福祉会館内	093-435-3221
	(公社)みやこ町シルバー人材センター	824-0121 京都郡みやこ町豊津174番地10	0930-33-6060
筑 豊	(公社)飯塚市シルバー人材センター	820-0071 飯塚市忠隈382-9	0948-28-1212
	(公社)宮若・小竹シルバー人材センター	823-0011 宮若市宮田118番地1	0949-32-2400
	(公社)田川地区シルバー人材センター	826-0042 田川市大字川宮1474-1	0947-44-8925
	(公社)直方市シルバー人材センター	822-0031 直方市大字植木849番地1 直鞍産業振興センター別館2階	0949-25-0511
	(公社)嘉麻・桂川広域シルバー人材センター	821-0012 嘉麻市上山田528番地35	0948-52-2715
筑 後	(公社)久留米市シルバー人材センター	830-0038 久留米市西町873-7	0942-35-5229
	(公社)大牟田市シルバー人材センター	836-0016 大牟田市北磯町81-2 大牟田市高齢者生きがい創造センター内	0944-53-2319
	(公社)大川市シルバー人材センター	831-0041 大川市大字小保614-6	0944-87-1025
	(公社)八女広域シルバー人材センター	834-0063 八女市大字本村402-1	0943-22-7430
	(公社)朝倉市シルバー人材センター	838-0061 朝倉市菩提寺480-2	0946-22-4085
	(公社)小郡大刀洗広域シルバー人材センター	838-0137 小郡市福童688番地1	0942-73-1881
	(公社)柳川市シルバー人材センター	832-0035 柳川市東魚屋町17番地3	0944-73-4585
	(公社)筑後市シルバー人材センター	833-0032 筑後市大字野町423-2	0942-52-0722
	(公社)みやま市シルバー人材センター	839-0221 みやま市高田町下楠田480番地 高田濃施山公園管理事務所内	0944-22-6636
	(公社)筑前町シルバー人材センター	838-0816 朝倉郡筑前町新町421番地5	0946-22-8099
	(公社)うきは市シルバー人材センター	839-1321 うきは市吉井町347-1 うきは市総合福祉センター2階	0943-75-5544
	(公社)福岡県シルバー人材センター連合会	812-0046 福岡市博多区吉塚本町9番15号 福岡県中小企業振興センタービル8階	092-623-5656

各種経営相談・
専門家派遣

金 融

ベンチャー・
創業

販路拡大

新事業展開

設備導入
企業立地

技 術

事業承継・
安定化

雇用人材

労働環境

地場産業・
商店街

工業保安

商工会議所・
商工中小企業
団体中央会

資 料

お問い合わせ先
一覧

勤労者福祉施設(会議室やホール等)

福岡県立北九州勤労青少年文化センター(愛称:北九州パレス)は、働く青少年を中心にひろく勤労者及び地域住民の皆様に教養の向上、健康の増進、レクリエーション等の便宜を総合的に提供し、より豊かな生活を送っていただくための施設です。

施設概要

【施設名】 福岡県立北九州勤労青少年文化センター

【所在地】 北九州市小倉北区井堀5-1-3

【開館時間】 午前9時～午後9時

【休館日】 月曜日・年末年始

※月曜日が祝日の場合は、翌日が休館日となります。

施設内容

- 研修会やセミナーの開催に便利な貸会議室・研修室(収容人数24名～90名)や、音響設備も完備し各種会合や演奏会等に適した小ホール(収容人数300名)のほか、茶室や音楽室、美術室等をご用意しています。
- 体育施設として、体育館(バレー、バスケット各1面、バドミントン4面)や、柔・剣道場、卓球場に加え、屋外にテニスコート(3面)、プール(25m、7コース)をご用意しています。
- その他、本格的なうどんが楽しめるレストラン(60席)や、約200台収容可能な駐車場(身障者用有り)を設置しています。

北九がパレス
KITAKYUSHU PALACE



小ホール

体育館

文化・体育講座

- 各種講座やスポーツ大会等のイベントを実施しています。

※講座の内容、募集時期は年度によって異なります。

【職業的自立支援講座】

行政書士講座、傾聴講座等

【文化教養講座】

語学学習、書道・ペン習字、デッサン等

【健康増進講座】

ヨガ、バドミントン、卓球等



バレーボール大会

スタンドグラス制作講座

交通アクセス

- バスでお越しの方

西鉄バス「北九州パレス前」(26番経由): 砂津-小倉駅前-三萩野-上到津四丁目-北九州パレス前

- 電車でお越しの方

JR小倉駅から車で約20分、JR南小倉駅から車で約10分、JR戸畑駅から車で約15分

- 車でお越しの方

都市高速「下津ランプ」から戸畑バイパス3号線「井堀5丁目」交差点左折すぐ
都市高速「山路ランプ」から、総合体育館方面約10分 到津の森公園・交通公園横

※土、日、祝日は駐車場が混雑しますので、出来るだけ乗り合わせの上、お越し頂きますようお願いいたします。

お問い合わせ先

福岡県立北九州勤労青少年文化センター

TEL: 093-651-4600

<https://kitakyushu-palace.com/>



人材を確保したい、人材を定着させたい

東京圏等からの移住・就業支援事業

令和元年に開設した「福岡県移住・就業マッチングサイト」では、人材を確保したい県内中小企業の皆さまと、東京圏等から福岡県への移住を考えている方のマッチングを支援しています。また、魅力ある求人票の作成等に関するセミナーを開催しています。

対象者

県の成長産業分野（自動車・航空機関連産業、バイオ・メディカル・有機 EL 関連産業、ロボット関連産業、IoT・ソフトウェア関連産業、水素・燃料・再生可能エネルギー関連産業、食品製造関連産業、半導体、DX、宇宙ビジネス、ブロックチェーン等）及び運輸業に属する業種の中小企業等が対象です。詳しくは「福岡県移住・就業マッチングサイト」をご覧ください。

内 容

（1）福岡県移住・就業マッチングサイト

- ・令和元年から、「福岡県移住・就業マッチングサイト」を運営しています。このサイトは東京圏等からの移住支援金事業と連動していますので、東京圏等からの移住を検討している求職者からの注目度は特に高くなっています。
- ・また、本サイトは大手求人サイトとデータ連携を行っており、本サイトに求人情報を掲載すると大手求人サイトへも求人情報を掲載することができ、人材確保のチャンスが広がります。
- ・本サイトへの求人掲載は無料です！（本サイトのデータ連携による大手求人サイトへの求人情報掲載についても無料です。）

（2）魅力ある求人票の作成等に関するセミナー

- ・企業の魅力や求める人材像を分かりやすく伝えるためのセミナーを開催します。
- ・人口減少、求人市場の動向や求職者のニーズ等をお伝えするとともに、費用対効果の優れた情報伝達手法等をマッチングサイトへの求人広告の作成などの実践を通じて学びます。

活用方法

詳しくは、下記へお問い合わせください。

お問い合わせ先

（受託事業者）パーソルビジネスプロセスデザイン株式会社

TEL：03-4376-5593

Mail：fukuoka-job@persol.co.jp

URL：https://fukuoka.saiyo-job.jp/vsxx/recruit/



人材を確保したい

働き方改革実行企業（よかばい・かえるばい企業）登録制度

若者・女性・高齢者などの多様な人材が多様な働き方を選択でき、その意欲と能力を発揮できる魅力ある職場づくりに取り組む企業を支援しています。

対象者

福岡県内の事業所

内 容

○登録制度の内容

- 企業・事業所が自社の働き方を見直すための取組を宣言し、実行するもの。
(登録企業数：1,643 社 令和7年3月31日現在)

○登録のメリット

- 登録企業・事業所は「福岡県働き方改革推進事業ポータルサイト」でよかばい・かえるばい企業として紹介します。
※福岡県働き方改革推進事業ポータルサイト「働き方かえるばい！」
<https://hatarakikatakaeru.pref.fukuoka.lg.jp/>
- 登録後、県内4地域にある労働者支援事務所が、最新の助成金や無料相談会、セミナーの情報を提供など、フォローアップを実施します。
- 働き方改革に取り組むことで従業員の意欲が向上し、労働生産性アップや優秀な人材の確保・職場への定着につながります。



活用方法

ポータルサイト、またはFAXにてお申し込みください。

お問い合わせ先

福岡県福祉労働部労働局労働政策課 雇用環境係

TEL：092-643-3592 FAX：092-643-3588

従業員を職業訓練に参加させたい

在職者の方を対象にした受託生訓練のご案内

県立高等技術専門校(7校)では、働く皆様の自己啓発や企業における社員教育の一助となるよう、在職者の方を対象にした受託生訓練を実施します。

対象者

- 対象事業者 (①～②に該当する方)
 - ①福岡県内に事業所を有する、自ら職業訓練を実施することが困難な事業者
 - ②新入社員教育や資格取得教育等を目的とし、各訓練コースの受講を希望する事業者
- 訓練受講対象者
上記事業者本人並びに従業員

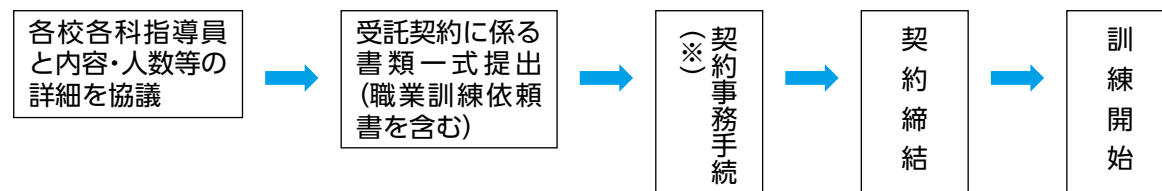
内 容

- 受託生訓練とは、県立高等技術専門校で実施する職業訓練において、事業者との契約のもと、在職者の方が一般の訓練生と一緒に受講する訓練です。
そのため、受託生訓練は、平日の昼間に行います。
- 各訓練コースは、下記ホームページでご確認いただけます。
[福岡県の職業訓練で検索](https://www.fukuoka-kunren.ac.jp/) <https://www.fukuoka-kunren.ac.jp/>
- 受講料 無料 (但し教科書代や作業服代のほか、一部材料費が必要となることがあります。)



活用方法

訓練開始までの流れ



- (※) 本訓練受講には、事前に福岡県受託生訓練実施契約の締結が必要となります。
契約事務手続には、2～3週間かかります。希望される訓練コース日程を事前に確認の上、
ご依頼ください。

お問い合わせ先

- ①申し込み手続き等：福岡県福祉労働部労働局職業能力開発課（公共訓練係）

TEL：092-643-3602（直通）

- ②訓練の内容等：各高等技術専門校へ直接お問い合わせください。

校名	所在地	問い合わせ先(連絡先)	担当課
福岡高等技術専門校	福岡市東区千早4丁目24-1	092-681-0261	訓練課
戸畑高等技術専門校	北九州市戸畑区東大谷2丁目1-1	093-882-4306	訓練課
小倉高等技術専門校	北九州市小倉南区横代東町1丁目4-1	093-961-4002	訓練課
久留米高等技術専門校	久留米市合川町1786番地の2	0942-32-8795	訓練課
大牟田高等技術専門校	大牟田市大字歴木475番地	0944-54-0320	訓練課
田川高等技術専門校	田川市大字糺2059番地	0947-44-1676	訓練課
小竹高等技術専門校	鞍手郡小竹町大字新多514番地の2	0949-62-6441	訓練課